

C S C の締結について

C S C (Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage)

- ・ 越境損害も含めた原子力損害に対する賠償に関する国際ルールを定める 3 系統の条約のひとつ。

- ・ 現在、未発効。日本が締結すれば発効。

* 1997 年採択 発効要件：5 カ国以上の締約国の原子炉の熱出力の合計が 4 億 kW を上回ること（現在の締約国の熱出力量合計：3 億 kW 強、日本の熱出力量：約 1.5 億 kW）

* 締約国：米国、モロッコ、ルーマニア、アルゼンチン（印等 13 か国が署名・未締結）

○主な内容：

- 1) 越境損害時に裁判を事故発生国においてのみ行う（裁判管轄権の集中）
- 2) 原子力事業者のみが過失の有無を問わず賠償責任を負う（無過失責任・責任集中）
- 3) 損害が一定額を超える場合に締約国が一定のルールで賠償金を補填